

## 第1 外部監査の概要

### 1 監査の対象とした特定の事件（テーマ）

農政部の補助金に関する事務執行について

### 2 監査対象期間

原則として平成13年度とし、必要に応じて過年度に遡及した。

### 3 テーマ選定の理由

補助金については、これまで改廃、縮減が論じられることは多いが、一旦制度化されると、公益性や有効性に疑問が生じても既得権化されて廃止しにくいものとなりやすい。また、補助金は、公益上の必要性が重要であるが、これは時代の変遷、社会経済環境の変化に伴い変わってきている。

県民から見れば、県財政の健全化への取組みの中で、補助金による対象事業の促進、支援が県民に有益であるよう、適切な実行が期待される。

そこで、県の補助事業のなかでも歳出に対し40%と比率の高い農政部の補助金に着目し、適法性や経済性、あるいは環境の変化に対応した補助事業の改廃の要否についても検討の必要性があると判断して監査を実施することとした。

### 4 監査の要点

補助金は事業補助と団体補助に区分されるが、事業補助については交付団体先にも往査し検証する。団体補助は県と密接な関係を有する団体に対し、その団体の組織運営に係る経費の一部を補助するもので、金額が一部を除き少額であるので所管課のみとする。

#### (1) 補助金所管課

- ① 補助金が公益上必要と認められるものに支出されているか。
- ② 補助金の額及び金額算定方法は適正なものか。
- ③ 補助事業の実績確認は適正か、また、補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助事業の評価は適切に行われているか。また評価結果は次の補助金行政に適切に反映されているか。
- ⑤ 団体補助については、団体収入に対する補助金の割合の妥当性かどうか。また、団体が自主財源により運営可能かどうか。

## (2) 補助金交付団体（補助事業主体）

- ① 補助事業は補助の目的に沿って適正に行われているか。
- ② 補助に係る経理内容は適正か。

## 5 監査の手続

### (1) 補助金所管課

- ① 補助金交付要綱・要領等の内容検証した。
- ② 交付申請書等により、金額の算定根拠、決定過程、交付時期等の検証した。
- ③ 補助金実績報告書等により、補助金の使用状況、審査方法等を検証した。
- ④ 事業補助については補助事業主体に往査し、契約書等の証憑により補助金が支出された内容及び補助金はその目的通りに支出されているかを検証した。
- ⑤ 団体補助については、団体収入に対する補助金の割合の妥当性、団体が自主財源により運営可能かどうかについても検証した。

### (2) 補助金交付団体

- ① 事業補助については補助事業主体に往査し、契約書等の証憑により補助金が支出された内容及び補助金はその目的通りに支出されているかを検証した。
- ② 補助金で取得した設備等については、管理使用状況について検証した。

## 第2 監査対象の概要

### 1 補助金の概要

#### (1) 補助金の意義

補助金は、一般的には「国や地方公共団体等が、特定の事務事業に対し公益性があると認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である」とされる。

補助金については、地方自治法232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付または補助をすることができる。」旨規定されている。公益上必要がある場合とは、一般的には「不特定多数の利益に資すること」と解されるが、社会的見地からケースバイケースで判断せざるを得ないものであるとされている。補助金を支出するに当たって、その認定は誰が行うかについては、公益上必要かどうかを認定するのは長及び議会であるが、この認定は全く自由裁量ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならないとされている。

さらに、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」及び「群馬県補助金等に関する規則」を定め、補助金を地方公共団体が支出するに当たっては規則、要綱等を作成し、手続を明確にすることによって、地方公共団体の公金の支出の適正化を図っている。

#### (2) 補助金の区分について

##### ア 交付の根拠や算定基準による区分

補助金には、交付の根拠が法律等に基づくもの（法律補助）と予算措置のみ（予算補助）によるものがある。また、補助金の算定基準から、補助事業に要する費用に一定の率を乗じて算出するもの（定率補助）とその他の観点から決定するもの（定額補助）とがある。

##### イ 政策施行面からの区分

補助金の政策施行面での区分では、補助金は、地方公共団体が独自の判断によって支出する直接補助があり、他方では国の施策に基づき国から補助を受けて地方公共団体が間接的に補助をする場合もある。通常、前者を「県単独補助事業」いわゆる「県単」、後者を「国庫補助事業」と呼んでいる。

##### ウ その他

事業そのものを補助するか、補助事業実施団体を補助するかにより、事業補助と団体補助とに区分するなど種々の分類が行われている。

### (3) 補助金の役割と問題点

補助金は、県行政にとって公益上必要な特定の施策の奨励等のための政策手段として、政策の遂行上重要な機能を有するものである。すなわち、その役割は補助団体等の公益性に着目し、その事業に一定の資金を交付することにより、その事業の促進を支援することにある。

しかし、補助金の性格上、一部の補助金には次のような問題点があると指摘されている。

- ① 補助金の定義からする要件が、「公益上必要な」という抽象的、相対的な表現であるため、補助の要否の決定について客観的な基準の確立が難しい場合があること。
  - ② 補助金が、反対給付のない金銭の給付であるという特性を有するため、その執行が濫費に陥りやすく、また、一度支出した補助金は後年削減あるいは廃止することによりかなりの抵抗を伴うこと。
  - ③ 補助金が、補助事業者の自主的意欲を減退させ、行政依存を招来しがちなこと。
- 以上のことから、ややもすると、一部の補助金にはその既得権化や惰性的な運用を招き、また補助事業者の自己責任意識の希薄化をもたらし、その自主性を損なうなど財政資金の効率的な執行を阻害する要因ともなる。

このため、補助金の交付・決定については、社会経済的情勢の推移や行政需要の変化に応じて、絶えず公益性の観点から、客観的にその必要性を見直すことが要請されている。

## 2 県の農政施策

### (1) 県の歳出の現状

最近3年間の県の歳出の推移は次表の通りである。

摘要	平成11年度	平成12年度	平成13年度	構成比%	H13-H12
1 議会費	1,977	1,791	1,794	0.2	3
2 総務費	53,232	45,989	48,815	6.0	2,826
3 保健福祉費	79,667	88,662	90,689	11.1	2,027
4 環境生活費	3,583	4,280	4,536	0.5	256
5 労働費	3,082	3,612	9,426	1.1	5,814
6 農林水産費	88,750	79,004	72,852	8.9	-6,152
7 商工費	63,991	63,825	63,170	7.7	-655
8 土木費	176,065	145,600	134,146	16.5	-11,454
9 警察費	42,904	42,318	42,118	5.1	-200
10 教育費	192,402	191,827	186,853	23.0	-4,974
11 災害復旧費	7,736	6,708	7,551	0.9	843
12 公債費	84,099	87,573	90,285	11.1	2,712
13 諸支出金	54,042	60,506	58,559	7.2	-1,947
合計	851,547	821,702	810,801	100.0	-10,901

県の一般会計における歳出合計は、平成11年度8,515億円がピークで、その後減少傾向に転じていて平成13年度は11年度に対し95.2%となっている。

群馬県歳入歳出決算書では、歳出合計では減少傾向にあるものの、公債費の増加が気になる場所である。農政部は、林務部との合計で農林水産費として集計されている。平成13年度における群馬県の歳出総額は8,108億円であり、農林水産費は728億円で県歳出の8.9%を占めている。

## (2) 農政部の歳出の推移

農政部と林務部を区分すれば次表の通りであり、農政部は金額にして486億円で県歳出に占める割合は約6%である。平成13年度の農政部補助金等は197億円であり、農政部歳出の40%をし占めており、重要なものとなっている。

摘 要	平成11年度	平成12年度	平成13年度	H13-H12
農政部計	61,525	54,593	48,636	-5,957
林務部計	27,225	24,411	24,216	-195
合 計	88,750	79,004	72,852	-6,152
農政部の補助金・交付金等の合計	24,134	21,210	19,771	-1,439

## (3) 農政部予算の編成について

農政部としては、平成13年度から17年度にかけての5ヶ年計画「食と農の群馬新世紀プラン」及び予算編成時に予算編成方針、年度当初には農政重点施策を定めて政策決定をしており、各課はそれに基づいて予算要求等を実施している。

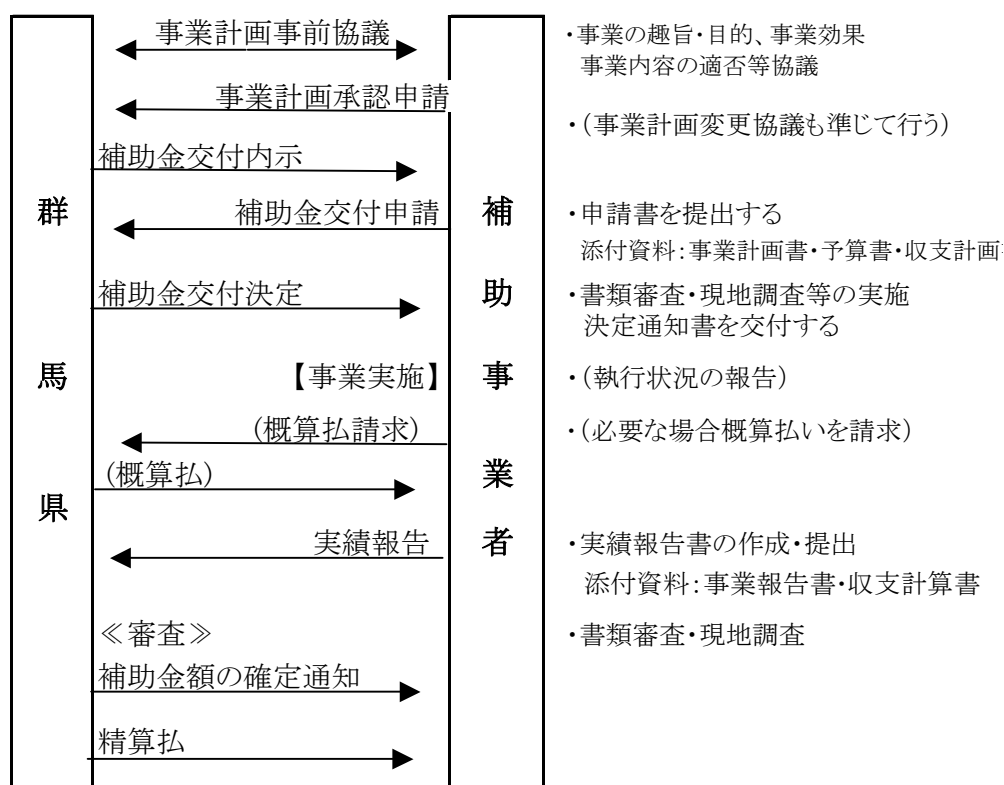
平成13年度の予算は、「多彩で豊かな群馬の食料・農業・農村の創造」を基本目標とし、これに基づく重点政策として、次のような施策を掲げている。

政 策	施 策
食料政策	<b>消費者に直結した豊かな群馬の「食」づくり</b> 1. 食料自給率向上のため身近なところから取組み促進 2. 首都圏等の消費者へ県産農畜産物のPR・販売対策の強化
農業政策	<b>自然と共生した持続的な群馬の「農」づくり</b> 1. 次代の農業の担い手等の確保・育成 2. 消費者ニーズに対応した多彩な生産の推進 3. 環境と調和した農業の推進 4. 地域の特性を踏まえた優良品種育成と新たな技術開発 5. 地域農業振興プロジェクト総合推進

農村政策	<p><b>多彩な食と農を基とした元気な群馬の「地域」づくり</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民参加による農村地域づくり活動（むらづくり）の支援</li> <li>2. 中山間地域等の支援</li> <li>3. 生活環境や定住条件の総合的な整備</li> <li>4. 群馬の美しい田園空間の保全・整備</li> </ol>
------	--

### 3 補助金の一般的な交付手続

一般的な補助金の交付手続は、次の通りである



### 4 監査対象の補助金

#### (1) 補助金の選定及び往査について

事業補助については、平成13年度における農政部の重点施策に関連する制度の中から選定し、補助事業主体にも往査を実施した。(団体補助についても2件実施した。)

団体補助については、継続性や有効性の観点から県単独補助の全件を選定し、書類審査及び関係者に対する質問により監査を実施した。

#### (2) 監査対象の事業補助制度及び監査を実施した交付先

平成 13 年度

(単位：千円)

担当課	補助金名	対象交付先（事業主体）	金額	監査結果	意見
農政課	地域農業振興プロジェクト総合事業費補助	甘楽富岡農業協同組合	5,000		
	ぐんまの活力ある農村創造	群馬県農業会議	9,229	○	○
	「群馬の水田事業」推進事業費補助（加工用米生産出荷奨励）	群馬県農業協同組合中央会	19,901		○
	中山間地域等直接支払交付金	市町村	140,489		○
	特定農山村地域等活性化対策費補助	市町村	29,438		
農業経済課	総合農政推進資金利子補給	利根沼田農業協同組合	17,749		
	群馬県農協合併支援特別対策事業利子助成金	群馬県農業協同組合中央会	25,000	○	
蚕糸園芸課	蚕糸業振興対策事業	(財) 群馬県蚕糸振興協会	15,776	○	
	園芸用廃プラスチック適正処理特別対策事業	群馬県経済連	29,066		○
	ぐんまの野菜消費拡大キャンペーン事業費補助	同上	153,222	○	
	ぐんま県産米販売促進対策費補助金	ぐんま県産米販売促進対策協議会	10,000	○	
畜産課	食肉処理施設等再編整備事業	群馬県同和食肉事業協同組合	195,690	○	
	安心安全ぐんまの食肉流通確立事業	群馬県食肉品質向上対策協議会	19,337	○	
	酪農生産基盤強化事業	群馬県牛乳販売農業協同組合連合会	65,000	○	
	酪農生産緊急対策事業	同上	33,560	○	
	養豚経営安定確立整備事業	群馬県養豚協会	17,360	○	
	家畜疾病発生予防事業	(社) 群馬県畜産協会	32,300	○	
	公団営畜産基地建設関連	吾妻町	70,776		
土地改	小規模土地改良事業補助金	富岡市	33,830	○	○

土地改良課	群馬県土地改良施設維持管理適正化事業補助	群馬県土地改良事業団体連合会	63,000	○	
	合計		985,723		

(3) 監査対象の団体補助（県単独補助のみ）

平成 13 年度

(単位：千円)

所管課	補助金名	補助金交付先	金額	監査結果	意見
農政課	群馬流通情報協会運営費補助	群馬県流通情報協会	360		
	群馬県水田農業推進協議会活動費補助	群馬県水田農業推進協議会	7,200		○
農業技術課	普及活動促進対策 a	群馬県農業改良普及事業協議会	300		
	同上 b	群馬県営農振興協会	1,500		
	小規模零細地域営農確立支援推進事業 a	部落解放同盟群馬県連合会	1,440		
	同上 b	群馬県部落解放運動連合会	864		
	担い手育成対策 a	群馬県国際農村青年協議会	540		
	同上 b	群馬県農業経営士協議会	230		
	農業研究団体活動費補助金	群馬県農業研究団体連絡協議会	3,400		○
	農業機械化実態調査	群馬県農業機械化協会	250		
	肥料検査需給対策 a	全国肥料商連合会群馬県支部	450		
	同上 b	群馬県有機肥料協会	3,150		
	植物防疫関係団体補助 a	群馬県農薬卸協同組合	540		
	同上 b	群馬県農薬販売協同組合	270		
	同上 c	群馬県産業用無人ヘリコプター適正利用推進協議会	280		
	渡良瀬川鉍毒対策補助	渡良瀬川鉍毒根絶期成同盟会	300		
群馬県地力増進対策協議会補助	群馬県地力増進対策協議会	1,800		○	
蚕糸園芸課	養蚕産地育成推進 a	群馬県養蚕地域育成協議会	58,486	○	
	同上 b	群馬県養蚕婦人クラブ連合会	1,000		
	(財)群馬県蚕糸振興協会運営推進費補助金	(財)群馬県蚕糸振興会	55,809		○



	園芸農産物振興対策事業費補助 a	群馬県園芸協会	12,500	○	
	同上 b	(社) 日本種苗協会群馬県支部	270		
	(財) 群馬県フラワー協会補助	(財) 群馬県フラワー協会	189,568		○
	花と緑の学習館運営	同上	17,879		
	ブルーベリー新品種産地育成 推進	群馬県ブルーベリー生産 者等連絡協議会	250		
	食品産業振興 a	群馬県食品産業協議会	720		
	同上 b	群馬県漬物工業協同組合	90		
	群馬県輸出活動高度化促進事 業費補助	群馬県農産物等輸出推進 機構	8,500		○
	卸売市場振興対策 a	群馬県卸売市場連合会	3,000		
	同上 b	群馬県生鮮食料品集荷推進	4,300		
	水産関係団体補助（河川環境 保全）	利根川にサケを呼び戻す会	180		
	同上（ヤマメ・イワナ生産 消費拡大推進事業費補助）	群馬県養鱒漁業協同組合	540	○	
	同上（他）	養殖漁業協同組合	540		
畜産課	畜産振興事業	(社) 群馬県畜産協会	2,400		○
	家畜登録促進事業	群馬県家畜登録協会	2,200		○
	群馬県馬事公苑運営推進	(財) 群馬県馬事公苑	76,175		
	合計		457,281		

(注) 監査結果・意見欄の○印は、個別指摘事項または個別意見として記載。

### 第3 監査結果

監査を実施した範囲において、全体としてはその目的に従い適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

#### 《個別指摘事項：事業補助》

##### 1 ぐんまの活力ある農村創造（農政課）

###### ＜制度の概要＞

事業主体	群馬県農業会議			
事業目的	農村作りの新たな取り組みを支援し、本来有している農村の活力を高めることにより、都市と農村の交流を促進し、県民が誇りうる群馬の農村作りを図ること。			
事業内容	むらづくり指導員、むらづくりコンサルタントの設置。 村づくり研修活動、情報誌発行、取材活動 農業、農村名人の活動支援			
平成年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計			9,229	7,421
補助金額			9,229	7,421

###### ＜指摘事項＞

##### （1）旅費の取扱いについて

補助金のなかでそれぞれ活動があるが、旅費については4月から11月までは情報誌発行取材活動費、12月はむらづくり相談活動費、1月から3月まではコンサルタント活動費に入っている。すなわちただ単に活動別予算に割りふっているだけである。また旅費の精算書では相当部分が情報誌発行取材活動となっているのに、むらづくり相談活動事業の実績の中に活動実績として記録してある。

旅費はどの事業のために使用したか比較的把握しやすい費用であるから、発生した事業ごとに把握して会計処理すべきである。

##### （2）共通経費の配賦について

本補助金について農業会議からの支出実績があるが、そのなかでは農業会議の共通経費の配賦がある。しかしこの共通経費の配布額575千円については根拠がない。すなわち、ただ単に実績支出を予算に合わせるためだけに共通経費を計上しているだけである。客観的な配賦基準を決めておく必要があると考えられる。

### (3) 活動レポートの提出について

相談員、コンサルタント員両名ともに、相談活動、コンサルタント活動にともなう訪問先別の活動レポートなどを農業会議へ提出することになっていない。

むらづくりへの助言を農業の現場の人々に与えると共に、農業の現場の貴重な意見を農業会議、群馬県その他に適切に伝達し、より効果的な補助金の使用方法を検討するためにも、訪問先別の活動レポートの提出を求めるべきである。

## 2 群馬県農協合併支援特別対策事業利子助成金（農業経済課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県農業協同組合中央会			
事業目的	本県、農協系統においては経営困難農協については隣接農協との合併等による整理を円滑に進め、その経営健全化推進、組合員等への信頼性の確保に努めているところだが、その支援対策である基金造成に対して県の側面支援により、農協系統の経営基盤の磐石化を図るものである。			
事業内容	早期是正措置（平成10年4月発動）以降の経営困難農協の合併等による整理を緊急に推進するため、農協系統組織で設置する「群馬県農協合併支援特別対策基金」に対し、基金造成のための借入金に係る利子の1/2を助成するものである。			
平成年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	38,904	50,000	50,000	50,000
補助金額	19,452	25,000	25,000	25,000

<指摘事項>

### (1) 補助金の交付決定における県の審査状況について

審査書類としてまとめたものはない。補助金の審査過程において事業計画・補助事業者などについてどのような観点からどのような事項を審査すべきか明確になっていないので、審査の状況（審査事項、人員、日程等）を明らかにした文書を整備する必要がある。

特に当助成金の場合は、実質目的が奥多野農協の債務超過額334百万円の処理後、新農協「多野藤岡」に合併するためのものであり、奥多野農協の経営困難に至った経緯等、審査書類としてまとめる必要がある。

なお、「農協合併推進特別対策スキーム（経営困難農協整理のための合併）について」…平成11年1月付農業経済課資料…の中で県の支援の条件として下記項目が記載され

ている。

- ① 当該経営困難農協が、経営改善のための徹底した自助努力を行うとともに、理事等の経営責任が明確にされていること。
  - ② 県系統組織を挙げて、可能な最大限の支援が実施されること。
  - ③ 系統による支援措置によって、農協系統で進めている広域合併等の組織整備の進展に寄与するものであること。
  - ④ 系統による支援が、経営困難農協に対して行われるものではなく、その農協に関する農協合併が確実に行われたことを条件に、合併農協に対して行なわれるものであること。
  - ⑤ 県の関与が、①を前提に行われる必要最小限の側面的支援措置であること。
- 上記条件の審査は、重要な事務執行手続であり、書類上明確にする必要がある。

## (2) 奥多野農協債務超過処理時の保留事項の補足調査について

上記支援は、「奥多野農業協同組合経営改善計画書」…平成 11 年 4 月 29 日理事会決議にもとづいて行なわれているが、計画書の経営改善具体策中、予定項目のその後の補足、見直し等の処理が書類上明確になっていない。

- 例；①損失有価証券購入当時の常勤役員よりの補填中、元役員訴訟手続中
- ②遊休固定資産の処分…美原支所土地・建物、万場G S 土地・建物・給油施設、コンニャク加工場・製茶加工場
  - ③非常勤役員担保金
  - ④その他組織・財務上の改善策

上記の各項目は合併当時「見込」額で計算されていた。経営改善計画の進捗状況のチェックは、中央会「旧 J A 奥多野特別経営対策実績検討会」で検討されているが、その書類整備等充分でないように見受けられる。又、その調査報告は実績報告的な意味もあるので、県に対しても定期的に（最低限年 1 回は）報告すべきである。

## 3 蚕糸業振興対策事業（蚕糸園芸課）

<制度の概要>

事業主体	財団法人 群馬県蚕糸振興協会
事業目的	蚕糸農家の生産性向上と経営改善のための省力機械・繭質改善機材等の導入を推進するとともに、優良繭生産の核となる稚蚕共同飼育所や群馬ブランド生糸生産を行う製糸工場の機械施設改善及び桑苗の安定供給、蚕糸業実態調査等を支援し、蚕糸振興に資する。
事業内容	1 養蚕経営安定支援      2 稚蚕共同飼育所施設改善

	3 製糸経営安定支援	4 桑苗生産安定支援		
	5 晩秋蚕違作対策	6 群馬県蚕糸業実態調査		
平成年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	53,723	49,505	46,178	40,750
補助金額	18,446	17,083	15,776	14,500

<指摘事項>

(1) 実績報告内容の信頼性チェックについて

養蚕経営安定支援事業（地域の生産組合が効率的な養蚕経営の改善を図るために、必要な機械・施設の導入を行う事業）と稚蚕共同飼育所施設改善事業（稚蚕共同飼育所が稚蚕飼育の安定化、省力化を図るために必要な機械施設の改善、導入を行う事業）に関しては、実績の報告をそのまま承認し、資産購入の事実を裏付ける証憑（例えば、見積書、請求書、領収書等）をチェックしていないものが見受けられる。

このチェックの仕組みは次のようになっている。

- ・計画時 カタログ、見積書、仕様書等を添付させている
- ・申請時 計画と変わらない時には、添付不要
- ・実績時 申請と変わらない場合には、不要。

証憑の提出を要求することは規定上求められていないとすれば、規定を改正する必要がある。また、これらの支援事業は、いずれも、機械等のハードウェアの取得であるから、書類上のチェックとともに、実際に、現物そのものの調査確認を実施すべきである。

なお、製糸経営安定支援事業、桑苗生産安定支援事業については、現地の写真を資料に添付させて現物チェックの代替としている。

(2) JAの役割と位置づけについて

この補助金は、蚕糸業の振興を図るために、群馬県蚕糸振興協会が行う蚕糸業振興対策事業について助成されるもので、最終的に補助される対象は養蚕農家である。

また、養蚕産地育成推進員という養蚕農家の経営指導を行っている蚕業技術員がJAの内部にいて、彼らが組合員である養蚕農家の利便をはかるために、補助金受付の窓口となり、事務手続のとりまとめを代行している。これらは養蚕農家にとってみれば、大変ありがたいことである。

養蚕農家は、アフターケアの関係から農機具、車やパソコンをJA経由で買うという選択をするケースがほとんどである。（農家は1/3補助、すなわち33%値引で買える。）どこで買うかは当事者の自由であるが、“選択肢がJAしかない”という図式が定着すると、経済効率的に問題になるのではないかと考えられる。

県ではJA 経由を強制してはいないということであり、養蚕農家の生産性の向上及び補助金の有効活用のために、さらに導入機材の選択の幅を広げるよう養蚕技術員の指導と養蚕農家にも周知徹底を図ることを期待したい。

#### 4 ぐんまの野菜消費拡大キャンペーン事業費補助（蚕糸園芸課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県経済連			
事業目的	テレビ・ラジオコマーシャル等により本県産野菜を強力に消費宣伝し「グッドぐんまの新鮮野菜」として本県野菜のイメージを消費者へ定着させることにより積極的に需要拡大を図る。			
事業内容	テレビ・ラジオ宣伝の実施。 消費者キャンペーンの実施。 消費拡大フェアの開催。			
平成年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	68,317	74,010	153,222	72,890
補助金額	33,965	35,630	41,500	32,900

(注) 平成13年度突出の内容…セーフガード等国の緊急対策補助金68百万円、林業きのこ「林業振興課からの補助金予算配当替による増750万円…平成14年度も継続。」

<指摘事項>

##### (1) 承認手続きについて

補助事業者において、業務執行の各段階において承認手続等内部統制の確立がない。承認手続きは「職制規程」により決まっているが、事業全体の承認はあるものの、個々の案件毎には当該決裁書参照となっており、あらためて承認手続きをしていない。これは経理部とのとりきめで事務簡素化のため、承認手続きを省略しているとのことであるが、内部統制上から改善すべきである。

発注業務、契約締結業務及び請求書集計承認業務については、起案承認文書があるものもあるが、事業全体の記載のみで、詳細な事項の記載が無く、(例えば発注業者名、内容、数量、単価等)、金額も例えば「予算3百万円」というおおざっぱな記載であり、改善を指導する必要がある。

##### (2) 契約書について

補助主体においては、外部委託につき契約書締結は1社のみであるが、注文請書がない。金額基準等により契約書を作成すべきである(参考：県…百万円以上)。特に1

社については年間取引額が 3 千万円以上にのぼるのに契約書、注文請け書等一切無いのは問題である。

広告社との契約書についても、13 年度ラジオ広告に関しては、回数のみで単価規定がない。税務対策のための由であるが、欠陥契約になっており改善を要する。(14 年度分は改善済)

## 5 ぐんま県産米販売促進対策費補助金（蚕糸園芸課）

<制度の概況>

事業主体	ぐんま県産米販売促進対策協議会			
事業目的	従来、政府米主体で流通していた本県産米を自主流通米主体へと転換を図る中で、売れる米作りと一体となって、県産米の知名度アップ、普及推進を図る。			
事業内容	学校給食等普及事業 県内外卸売り業者への販売促進 ラジオ、テレビ CM 事業 販促資材等の提供事業			
平成年度（単位：千円）	11 年度実績	12 年度実績	13 年度実績	14 年度予算
事業費合計	21,006	20,006	20,001	20,010
補助金額	10,500	10,000	10,000	10,000

<指摘事項>

### (1) 請負契約、購入契約について

当協議会では工事の請負、財産の購入に際して、見積り合せをしていないし、入札もしていない。入札事務や見積合せについては、県の規則等に準じて行うよう指導すべきである。

### (2) 必要な物の製作について

学校給食フェアで米配布用のビニール小袋を作ったが使用量をはるかに超える小袋を作っている。1 k g 用袋は 7,000 枚、5 k g 用は 5,000 枚程度であり、実際に平成 13 年度の使用量と比較すると 10 年分程度となる。全体の金額は 300 千円程度であるが、「学校給食」と名前が入っているのに他に転用できない。他の代用品かまたは他に代替できるものを作るべきだったのではないか。

### (3) 広告看板の設置の管理について

当協議会では種々のところに県産米の広告看板の設置をしている。看板制作費も支出されているので資産管理簿を作成して、看板の取得年月日、取得価額、看板の種類、看板の設置場所等を記録して管理するよう指導すべきである。

## 6 食肉処理施設等再編整備事業（畜産課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県同和食肉事業協同組合（通称 高崎食肉センター）			
事業目的	と畜場法施行規則の一部改正に伴い、その基準を満たすための施設整備。群馬県食肉流通合理化計画において食肉処理場の再編を目標としており、それに伴う基幹施設、補完施設の強化を図る。			
事業内容	小動物と畜解体処理施設、懸肉施設、枝肉保管庫、出荷施設、内臓処理施設、係留施設の整備・改修			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	416,593	201,159	903,945	
補助金額	93,195	47,888	195,690	

<指摘事項>

### （1）補助事業の予算・実績差異について

#### ア 補助事業の設備の検査状況について

と畜場法の改正への対応については、検査調書の検査概要「事業実施後の効果」が良（改正後のと畜場法施行規則に適合）とされている。

#### イ 組合の事業予算について

数値測定に関しては、農畜産振興事業団の採択基準に「一日当たり処理能力が豚換算 500 頭以上の規模」とあり、県の合理化計画にも処理能力を一日当たり豚 650 頭・牛 50 頭とするとある。いずれも、処理能力すなわち施設規模のみの基準、目標であり、実績目標としては位置づけられていない。

組合としての収支予算上、平成 13 年度豚 486 頭・牛 34 頭の目標に対し、実績は豚 414 頭・牛 21 頭にとどまる。さらに、収入項目のと場使用料、受取加工料、冷蔵庫収入の平成 13 年度実績は予算に対し各々 79%、70%、61%と低い達成率であり、予算自体の信憑性が問われる現況にある。当初予算と実績との著しい乖離が続くようであれば、組合の経営管理上、予算の見直しあるいは別途実行予算の策定を検討すべきである。

なお、補助事業の実施時期が遅れたため、臨時休業が 10 日あったことや、施設の



改修時期が不明確であったため出荷者が他のと場に流れたこと、完成時期が遅れたため閉鎖予定と場からの移行の前倒しができなかったことなどの影響が想像されるとの説明を受けている。

## (2) 組合の経営実態の把握について

平成13年度においては、畜産課では処理頭数に関するデータの把握は行っているが、組合自体の予算・実績比較までは実施してるとは言いがたい。平成13年度の損益実績は厳しい状況にあり、また、補助事業の評価も設備の耐用年数期間中は実施する必要はある。収入及び支出に関し、主要な予算・実績差異については、その内容を分析評価して経営実態を把握しておくと共に、その記録を残しておくべきである。

## (3) 補助事業主体での財産管理について

事業団への交付申請書添付書類として「施設管理運営規程」が必要とされているため、その範囲での最低限の規程は成文化されている。完了と同時に3月27日から施行のはずだが、「施設利用管理要領」第5条にある別定すべき全体的な「施設設備管理マニュアル」「衛生標準作業マニュアル」点検表などは目下のところ作成中にとどまる。

管理台帳は、今回の補助事業が設備プラントであり、工場内に一体化されて施工されているため、その必要性の意識に乏しく、減価償却計算書以外にはない状況である。補助事業については、耐用年数期間中は施設の管理は重要事項となっているので、しっかりした管理台帳により現物管理をすることが要求される。県の適切な指導が必要である。

## 7 安心安全ぐんまの食肉流通確立事業 (畜産課)

<制度の概要>

事業主体	群馬県食肉品質向上対策協議会			
事業目的	安心安全な県産食肉を周知、アピールし、県産食肉需要の安定的な拡大並びに本県肉畜農家の経営安定を図る。			
事業内容	県産食肉の品質（衛生）の向上。イベントへの参加。ぐんまふれあいミートフェスタ開催。食肉販売店確保対策。広報宣伝。			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計		42,839	45,547	35,400
補助金額		19,337	19,337	17,024

<指摘事項>

## (1) 補助団体における補助事業に係る経理内容について

### ア 補助事業に係る経理について

補助団体における補助事業に係る経理内容について、経理規程等に基づき会計処理されているかを検証したが、経理規程等はないので、整備する必要がある。

### イ 事務担当者及び事務委託契約書について

当協議会には専従職員がおらず、A社営業部部長が委託契約にもとづき事務を行っている。事務委託契約書を閲覧したところ、契約当事者が当協議会と群馬県経済連になっている。平成13年までは担当者が経済連の職員だったことによるものであるが、その後経済連の大幅な組織再編により、現状はA社の職員が行っているため、当該事務委託契約書の改正が必要である。なお、委託料は無償となっている。

### ウ 稟議書について

重要な項目の支出、契約等については稟議書にて決裁しているが、その具体的な金額基準等が定められていないので、制定する必要がある。

## (2) 補助団体において、補助目的に応じた支出と認められるかについて

補助目的に応じた支出と認められるかについて検証したところ、本来補助金の対象外とすべき支出が含まれていた。…パソコン修理代等 50千円は事務費であり、本来補助金の対象外であるが、食肉品質向上対策費として補助金の対象科目に含まれていた。県としては、概算払及び精算払を行うときに実績確認をしている由であるが、補助の費用範囲についても、厳しく検証しておく必要がある。

## (3) 補助団体とA社との検査費用の負担契約について

食肉品質向上対策として実施している食肉検査は、契約上、当協議会とA社の共同負担になっているが、検査内容のうちO-157に係るものについては費用負担割合が契約上明確になっていなかったため、改定する必要がある。

## 8 酪農生産基盤強化事業（畜産課）

### <制度の概要>

事業主体	群馬県牛乳販売農業協同組合連合会（以下乳販連という。）
事業目的	本県の酪農生産基盤の維持拡大を図るため、夏期の生乳需要期生産体制の強化と併せ優良自家産乳用後継牛の生産を促進し、効率的・安定的酪農経営の確立を図る。

事業内容	<p>(1) 需要期生産対策</p> <p>ア 需要期生産牛確保対策：事業主体が春期分娩牛を県外から導入して酪農家へ貸付し、生乳需要期の生乳生産量の維持増加を図る。</p> <p>・対象頭数：600頭　　・補助金額：1頭当り 50千円（定額）</p> <p>イ 需要期生産推進対策：経産牛の夏期受胎率を向上させるための飼養管理対策により春期分娩へ誘導して、生乳需要期の生乳生産量の維持増加を図る。</p> <p>・対象頭数：5,000頭　・飼養管理改善経費の補助率：1/2 以内</p> <p>(2) 優良後継牛確保対策</p> <p>自家経営内において、乳用後継牛の生産を推進し、自家産乳用後継を確保した農家に対し奨励金を交付。</p> <p>・対象頭数：1,250頭　　・補助金額：1頭当り 20千円以内（定額）</p>			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計			380,345	440,000
補助金額			65,000	65,000

<指摘事項>

(1) 需要期生産牛確保対策（30,000千円）について

夏場の牛乳の需要期において減少する乳牛を補充するため、県外から補充し農家に貸付ける。具体的には一頭 500千円の乳用牛に対して、県は 50千円の補助金を出す。

この補助事業の事業実績書の記載につき、検証範囲内で再導入者名の違うもの1件、申請頭数と実績頭数が違うもの3件が認められた。

事業主体の乳販連では、年2回会員団体の現地指導を行っていることから、県としても本事業も指導対象に含め指導・確認を実施することであるが、定期的な検査等の実施、適切な指導監督が必要である。

(2) 需要期生産推進対策（10,000千円）について

経産牛の夏期受胎率を向上させるための飼養管理対策、育成牛の飼養管理対策により春期分娩へ誘導して、生乳需要期の生乳生産量の維持増加を図ることが目的である。

乳販連へ往査時に、実績頭数と野帳（牛1頭毎に必要な事項を記録しておく帳簿）の記帳に不具合があった。不具合の内容は次の通りである。

- ① 東毛酪農分15戸：実績頭数199に対し野帳頭数163と36頭少なかった。
- ② 協友会 武士国秀分 実績頭数18に対し野帳頭数15と3頭少なかった。

この原因については、実績報告を作成するに際して、古い未記載がある13年12月時点での野帳に基づいて作成してしまった為とのことである。

不都合が生じた直接の原因は、上記のように中間でまとめた仮の野帳を農家が乳販連に提出したことにある。しかし、乳販連では、実績表（いわばまとめの表）と野帳との突き合わせを行っていないことになる。乳販連は各会員の上部団体であり、指導監督する立場にある以上、提出された資料・データの整合性については、当然にチェックすべきであり、県としても乳販連に対し適正に手続きが行われるよう指導されたい。

## 9 酪農生産緊急対策事業（畜産課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県牛乳販売農業協同組合連合会（以下乳販連という）			
事業目的	<p>今般、牛海綿状脳症の発生により乳用種廃用牛の市況が暴落したことから、所要経費を控除すると販売収益が赤字の状況となり、当面その回復も見込めず、酪農経営に大きな影響を与えている。特に、廃用に伴う代替後継牛の導入費用の原資に不足を生じ、後継牛が円滑に確保できず、本県における生乳生産の確保が危ぶまれる状況となっている。</p> <p>このことから、乳用種後継牛の導入に係る経費に対し補助し、本県における酪農経営の存続と生乳生産の確保を図る。</p>			
事業内容	<p>事業の実施主体が導入した乳用牛を、会員組合を通じて酪農経営者に一定期間貸付し、その後譲渡する事業に対し補助する。</p> <p>補助金額：1頭当たり40千円（定額）</p> <p>対象頭数：839頭</p>			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計			431,190	
補助金額			33,560	

<指摘事項>

### （1）管理台帳の整備について

この補助金は、事業目的で示す主旨に基づき、事業の実施主体が導入した乳用牛を、会員組合を通じて酪農経営者に一定期間貸付し、その後譲渡する事業に対し補助するものである。後継導入牛の貸付期間は2カ年間である。

実施要領によれば、補助事業の実施主体は導入牛の管理台帳を備え、繁殖状況及び飼養管理状況等を整理記録するとともに、管理指導を実施し、導入牛が効率的に繁殖等の用に供用できるように努めるとされている。往査日時点では、実施主体には管理台帳はあり、導入牛の基本事項も記録がされているが、管理するための記載事項欄がなく、このままでは管理台帳として使用しにくい。

管理台帳の様式を工夫し、導入牛の顛末や、登録証の保管状況、保証金等が一括管理できるようにすべきである。

## (2) 内部牽制制度について

群馬県牛乳販売農業協同組合連合会の構成員は、13の連合会及び酪農協からなり、員外1となっている。乳販連はこれら構成員との取引を行っている。一方、導入牛の調達や酪農家への納入などの、乳牛生産団体や酪農家との直接の取引は構成員が行っている。導入牛の要件としては、実施要領では初任牛又は経産の乳用牛とされているが、乳販連ではさらに登録牛であることを要件としている。

補助事業の対象になった導入牛について登録証の有無について検証したところ、検証範囲内では登録証が無く、これを補完するための登録申請書もないものが往査時で4件（その後コピーの提示を受けている。）、登録申請書はあるものの申請後1年以上経過しているものが1件あった。登録証つきであることを導入牛の要件としているので、農家に対し責任が生じる可能性がある。

要因の一つは、実務的には担当者1人で関連事務をすべて執行せざるを得ない状況であるため、内部牽制制度が働きにくいことが挙げられる。

また、定期的に構成員をまわり検査等を実行し、必要な情報の管理指導をするシステムが弱いことが挙げられる。

乳販連の内部牽制制度の確立には、適正な人員配置等について検討すべきであるが、これが難しければ、必要文書等の管理に関し、乳販連による構成員に対する指導監督が重要となろう。それには、定期的または必要に応じて検査等を行い、その実績を記録に残し、次に活かして行くことが必要であろう。県の適切な指導が必要である。

## (3) 次年度以降における補助事業の使用状況等の報告

この補助金は、事業目的で示す通り一定期間貸付し、その後譲渡する事業に対し補助するものである。実施要領では、一定期間を概ね24ヶ月としている。

従って、この間の管理指導も重要である。乳販連においては、この補助事業が始まったばかりであり、検査等の管理制度は現在のところ活用されていないが、補助金交付年度以降の補助金で取得した資産の使用状況については、原則として一定期間内に検査を行っており、この補助事業に関しても実質的には今年度上期中に行なう予定とのことである。県もこれに同行するとのことであった。

検査結果については、監査対象事業とは別の例であるが、一般的に検査資料がファイリングされているものの、目的、調査手続、結論が記載されていない。検査の過程及び結果について文書として整備しているかについては、充分とはいえない状況であり、補助金交付団体への適切な指導・監督が行われるよう、県の指導が必要であろう。

## 10 養豚経営安定確立整備事業（畜産課）

### <制度の概要>

事業主体	群馬県養豚協会（任意団体）			
事業目的	養豚を取り巻く情勢は、輸入の増加、環境問題の顕在化等により、大変厳しい状況にある。これらの問題に対応して今後とも本県養豚業が持続的に発展していくためには、豚肉の高品質化を図るとともに、肉豚の出荷期間の短縮、出荷頭数の増加など大幅な生産性の向上により低コスト化を図る必要がある。			
事業内容	群馬県養豚協会が行なう基金造成に対して補助する。群馬県養豚協会は、事故率低減、出荷日数短縮等を目的として養豚生産集団が実施する器具、資材、簡易施設等の整備に対して基金から補助する。			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計			148,860	182,971
補助金額			17,360	17,360

### <指摘事項>

#### （1）養豚協会の監事について

群馬県養豚協会の規約によれば監事は3名となっているが、今年度の総会議事では2名の署名になっている。規約どおりの監事の選出を守られたい。（平成14年度中に対応済み。）

#### （2）補助事業者による養豚用器具資材の購入について

養豚協会が補助をした補助事業者は平成13年度で18集団あった。その中でA、Bについては、本補助金による設備投資は複数の（概ね3社）見積もりをとっているが、その大部分についてCが納入業者に選定されている。因みにBについては22種の器具資材のうち21種の器具についてCが納入業者に選定されている。他の業者が納入したものは増血剤である鉄材をDが100千円で納入しただけである。

もっともこの両団体の事務局はC内にあり、事務はCの社員が負担している。相見積りの事務を担当するものが、見積もり業者の社員では相見積もりをする効果は期待できないのではないかと考えられる。県の適切な指導が必要である。

#### （3）補助金により取得した設備の耐用年数について

各設備の取得に当たり設備資産管理規程で決められている耐用年数は大蔵省令によることになっているが、平成13年度財産管理台帳ではハウス豚舎を含めて、すべて5年になっている。耐用年数省令では豚管理器具については限定列挙しており、その耐

用年数を 5 年としているが、ハウス豚舎は列挙されていない。県によるとハウス豚舎は 7 年の耐用年数を採用するべきとのことである。これは「指定助成対象事業により取得した財産の処分制限期間」により処分制限期間は 7 年とされていることによる。耐用年数の期間内は設備の処分等に制約があるので、県の適切な指導が必要である。

#### (4) 工事の相見積合わせについて

群馬自家配研養豚農業組合での種豚休養舎工事での 3 社見積もりでは、工事引き受け者である 1 社だけ工事明細があり、他の 2 社は簡単な工事区分がついているだけである。これでは工事の比較が出来ないものと思われる。形式だけの相見積もりはしないように指導すべきものと思われる。

一定金額以上の契約については、入札制度を活用するよう指導する必要がある。

### 1 1 家畜疾病発生予防事業 (畜産課)

<制度の概要>

事業主体	社団法人群馬県畜産協会			
事業目的	家畜伝染性疾病の予防対策において、地域における家畜自衛防疫が重要と判断される特定疾病に対して、予防接種の推進を図ることで畜産の安定に寄与する。			
事業内容	特定の家畜伝染性疾病の予防接種を実施する者に、そのワクチン代もしくは接種技術料の一部を助成する。			
年度 (単位:千円)	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計		15,371	86,833	80,483
補助金額		4,807	32,300	31,176

(注) H12年度はオーエスキー病予防事業が別事業であったため金額が少ない。

<指摘事項>

#### (1) 各種報告の時期的な遅延がもたらす問題点について

計画や実績などの各種報告は、各畜産農家 → 自衛防疫団体 (各市町村 5 6 団体) → 連合会 (5カ所) → 畜産協会 → 県 という流れで行われるが、時期的な遅延が見られる団体がある。

計画報告 (申請書の添付書類) の遅延は、補助金の算定が遅れる原因となっており、計画承認と交付決定が同時期に行われる結果となっている。

実績報告の遅延は、畜産協会における獣医への技術料等の支払い (照合後に支払われるので) ないし自己負担金の自衛防疫団体への請求・回収事務の遅延を引き起こし、

協会の決算書において多額の未払金並びに未収金を残す結果となっている。また、変更交付決定の遅延（H14.1.21）にも影響している。

自衛防疫団体への意識の浸透が重要であり、そのためには迅速な報告の必要性の啓蒙、書式・システムの再検討、などが必要である。

## （２）補助金額の算定方法について

補助金は、事業量（頭数）× 単価（ワクチン代・獣医技術料）で算定されるが、最近数年間、単価は改定されていない。ワクチン代は動薬協、技術料は獣医師会との契約によるが、両者共に県内では一団体であり、単価決定の客観性が要求される。

県としては、予算要求の段階で隣県の情報等を入手して検討しており、また、畜産協会では農家からの負担金額を決定するにあたり、全国家畜畜産物衛生指導協会の内部資料である事業統計等を参考にしている。

専門的独占的な事業団体との価格交渉は困難なことが多いと推察されるが、県としてはより多くの信頼性のある情報を直接入手して、価格改定の有効手段として比較検討することが期待される。

## 1 2 小規模土地改良事業補助金（土地改良課）

<制度の概要>

事業主体	富岡市			
事業目的	豊かで住みやすい農村を建設し、地域の営農改善を図るため、富岡市が実施する小規模な用排水路及び農道等生産基盤整備に対し、支援を行う。			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用排水路整備（「番場」地区・L=54.9m、「中高瀬」地区・L=90m, 「別保」地区・L=490m（監査対象）、「橋場」地区・L=163m）</li> <li>・農道整備（「畑ケ中」地区・L=385m W=5.0m、「垣崎」地区・L=285m W=5.0m、「北原」地区・L=127m W=5.0m）</li> </ul>			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計			84,575	
補助金額			33,830	

<指摘事項>

### （１）事業主体選定の基準の明確化について

補助金の交付にあたっては、事業主体の選定は機会均等の観点から公正公平に実施されなければならない。選定過程を記録した文書が整理されているか検証した。



## ア 審査基準について

西部農業総合事務所農村整備部において、各市町村からの希望地区の審査、比較等により採択地区を選定する。その審査、現地調査は全地域につき実施しており、「現地調査結果表」を作成しているが、その内容が一覧表のみで、詳細な内容に欠ける。特に採択、不採択の備考欄のコメントは簡易すぎて意味内容が理解できない。

また、「現地調査結果表」には優良可等のランク付けがあるが、その区分けが主観的とも受け取れる恐れがあるので、客観的な評価基準の作成が望まれる。

担当者は2名のみで、短期間（7/6～7/18の12日間）という制約があるにしても、その審査過程は本補助金制度の重要部分であり、審査書類としてきっちりと現場別に作成し、公平性、公正性の観点からも疑念の無いようにするべきである。

## イ 審査期間について

西部農業総合事務所としては、審査期間の長短にかかわらず、事務所内で取り決めた審査基準及び現地調査項目に基づき調査を実施しているため、審査期間が短期間の為、現地調査も駆け足で回ってくるほどであり、じっくりと取り組む時間的余裕がほとんど無いとのことである。

審査期間が短期間の理由としては、県庁土地改良課で各農業総合事務所からの採択申請のとりまとめ、全体の調整、各事務所の再提出等及び各事務所毎の予算配布等に時間がかかる為（約1ヶ月）、どうしても各事務所の提出期限が早まるとのことである。

しかしながら予算配布まで時間がかかりすぎていると考えられる。公正な審査の確保のためにも迅速化して審査時間を少しでも増やすべきである。

## (2) 地区採択に関して（畑ヶ中地区）

採択希望地区の申請については、第一次、一次追加、二次、三次と四回にわけて行われる。これは、希望地区の利便性を図るため、緊急度合いに応じて申請時期をずらし便宜を図っている。

第一次で採択されなかった地区は、その不採択理由をクリアーすることにより第二次採択審査に臨むことになる。同様に、第二次で不採択であったものは、第三次と順繰りにあと送りになる。不採択理由のいかんによっては、不採用になるものもあると思われる。

この時の、審査の状況を示した一覧表があり、そのこと自体は高く評価できるが、不採択理由の欄が簡潔過ぎてわかりやすいとは言い難い。また、第一次で不採択になったものが、第二次で採択になるような場合には、不採択理由が重要であり、その顛末の詳細な記録が不可欠と思われる。その記録が厳正で公正な審査を行っていることの第三者への説明資料にもなるので、その点からも顛末欄を充実すべきである。

### 1.3 群馬県土地改良施設維持管理適正化事業補助金 (土地改良課)

#### <制度の概要>

事業主体	群馬県土地改良事業団体連合会（県土連）、最終的には土地改良区・市町村			
事業目的	土地改良区等が施設整備補修のための資金を造成して、定期的に整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し補助することにより、土地改良区等土地改良施設管理者の意識の高揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保を図る。			
事業内容	土地改良区等が維持管理する土地改良施設について、資金を計画的に造成して整備補修を行う維持管理適正化事業に加入して、事業費の30%の額を5年間均等に毎年県土連を通じて全国土地改良事業団体連合会（全土連）に支出し、全土連は、県の補助金30%、国の補助金30%を併せた90%を適正化事業として造成する。			
特異点	土地改良区（市町村）→県土連→全土連が申請交付手続きの本流であり、県の事務はこの後追い（もちろん、改良区、県土連間の事前協議には入っているが）、県は国の施策を活用しているという状況。			
年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	1,110,000	1,070,000	1,050,000	1,050,000
補助金額	66,600	64,200	63,000	63,000

#### <指摘事項>

##### (1) 前提

土地改良区（市町村）→県土連→全土連が申請交付手続きの本流であり、県の事務は、改良区、県土連間の事前協議には入っているものの補助的なものであり、県は国の施策を活用しているというのが現状である。

この制度は、向こう5年間で予定される施設の整備補修費の事前積立額に対し補助を出すという、実際支出年度と補助金支出年度がずれるという意味で特異な制度である。また、支出された拠出金が全土連という外部団体により運営・交付される点も特異である。

##### (2) 補助金交付目的における公益性・公平性について

補助対象決定過程に関し、13年度の実績全12件について検証した。

平成12年3月県土連あて締め切りへの、当初の要望回答は9団体（前橋市、伊勢崎市、群馬用水、八坂堰、長野堰、甘楽多野用水、鏑川、高山村、赤城西麓）であり、その後追加が3件（粕川村、安中磯部、待矢場両堰）ある。しかし、どういう経緯で

3件が追加になったのか、作成されている書類からはよくわからず、また、選択対象を評価する資料も作成されていない状況である。

今後、審査の経過を书面化して、関係書類を適切に保管すべきである。

### (3) 要綱（制度）に内在する問題について

補助金の金額は、5年後実施時の実際支出金額ではなくて、見積もり金額により決定されるので、見積もりの精度のチェックが重要である。また、現在のようにデフレ進行時には、事前見積もり時よりも実際支出時の補修原価が安くなることもありうる。

その場合の余剰金額が、全土連の適正化資金拠出約款では、厳密な計算のもとに県・国に戻る規定にはなっておらず、全土連が調整できる規定になっている。これに対し、群馬県補助金等に関する規則では、すでに事業実施額を超えて補助金の交付を受けているときは、超えた額を知事に返還することになっている。

このように超過補助金の取扱いについて県と全土連との規定が異なるため、状況によっては当初見積どおり全部使い切ってしまうという意思が働きかねず、これでは支出削減につながらない恐れがある。両者の規定を有効に機能させるためには、内容を統一する必要がある。

### (4) 要請診断手続きの問題について

取り付けられねばならない診断指導申込書が、取り付けなくても良い（口頭ベースで良い）規定になっている。通達に違反している。

《指摘事項：団体補助》

## 1.4 群馬県地力増進対策協議会補助金（農業技術課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県地力増進対策協議会						
事業目的	群馬県地力増進対策協議会が行う農業副産物等有機物資材の有効利用及び土壌診断の推進活動に対し、支援を行う						
事業内容	土壌診断対策事業 地力増進対策事業 普及啓蒙促進						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
		実績	実績	実績	実績	実績	予算
	事業費計	4,889	4,432	4,368	4,045	3,947	4,100
	補助金額	2,000	2,000	2,000	1,800	1,800	1,700

<指摘事項>

### (1) 事業主体の不採算部門の指導について

この事業は、県の農業改良普及センターで実施する土壌分析を、土壌診断センターが補完しており公益性がある。今後、ますます環境問題がクローズアップされる中で、環境に負荷をかけない施肥技術を推進するために必要であり、時代の要請でもある。

農家の生産性を向上させるためのひとつの重要な手段として施肥技術の向上があげられる。どういう肥料をどれくらい与えるかによって農作物の生育に大きな影響を及ぼすからである。その前提として、土壌に欠乏している養分を知るために土壌分析を行う必要がある。この土壌分析を行う機関として、県の地域機関である農業改良普及センターと全農ぐんまの土壌診断センター、その他民間の分析機関がある。

農業改良普及センターは県内11カ所にあり、農業技術の普及や農家の経営指導や生産指導が主な目的であり、それに付随する土壌分析を行っている。しかしながら、土壌分析に限って言えば、人員が削減されており、また、分析に関する専門スタッフが少なく、十分ではない。

そこで県は、農家に一番近い団体である全農ぐんまの土壌診断センターと協力して農家を支援している。支援の方法としては、群馬県地力増進対策協議会を作り、全農と県が約3:1の割合で資金を提供して活動を支援している。

農家が診断してもらった件数も年々増加しており、支援の効果は現れていると考えられる。ただ、全農との連携であるから、資金使途や実績報告に関して十分留意する必要があるのではないと思われる。

支出の内容については県は十分な事後検査を行っており、支出金額そのものの信憑性に疑いはない。しかし、全農ぐんまの土壌診断センターは不採算部門とのことであるので、過度に県が負担せざるをえないような状況にならないよう、診断料の料金の見直しなどの経営改善の指導を行う必要がある。

## 1.5 養蚕産地育成推進（蚕糸園芸課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県養蚕産地育成協議会
事業目的	<p>蚕業改良普及事業と協同農業普及事業との統合に伴い、平成6年度から養蚕農家に対する営農指導は一般的な営農指導へ円滑に移行し、効率的な養蚕産地育成を図るため、農畜産業振興事業団が蚕糸業振興対策事業により、一定期間養蚕産地育成推進員を設置する。</p> <p>県は、養蚕産地育成協議会を組織し推進員を設置することにより、生産性の高い養蚕産地の育成・養蚕農家への指導に万全を期する。</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養蚕産地育成協議会運営</li> <li>・ 現地指導資料作成</li> <li>・ 養蚕産地育成指導</li> <li>・ 稚蚕安定供給対策推進</li> </ul>

平成年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	132,826	118,203	116,973	107,258
補助金額	66,413	59,101	58,486	53,629

<指摘事項>

(1) 反則規定について

国の要綱には反則規定が明確に定めてあるが、県要綱にはその定めが無い。事業主体である協議会の構成員には県農政部ほかの職員が参画し、平成6年当初は協議会事務も県側で担当していたとのことである。しかし、2年ほど前より事務が群馬県養蚕農業協同組合連合会（以下県養連という）側に移管されたため、反則規定の必要性は高まっている。

県要綱を改定し、反則規定を設ける必要があると思われる。

(2) 補助事業主体の補助金の使途の管理について

実績報告書にある資料印刷費のうち、往査日（平成14年8月6日）現在も印刷完了せず未納品の資料があるが、業者からの請求書は入手している。実績報告の事業内容にもこの資料の配布時期を申請書記載と同様、14年4月と記載している。

国の交付要綱によれば、「予定の期間内に完了しない場合」には速やかに事業団に報告してその指示を受けなければならないことになっているが、本件はそのように取り扱われていない。

16 園芸農産物振興対策事業費補助（蚕糸園芸課）

<制度の概要>

事業主体	群馬県園芸協会			
事業目的	本県園芸農産物生産者の大半が参加し構成する本協会の運営について助成し、生産及び流通の合理化・近代化を推進し、本県園芸農業振興に寄与する。			
事業内容	園芸協会の事業内容 ・生産振興対策事業 ・産地や市場等の情報提供事業 ・園芸経営安定対策事業			
平成年度（単位：千円）	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績	14年度 予算

事業費合計	28,109	27,580	26,936	26,112
うち園芸農芸	25,545	25,345	24,956	24,513
うち販路拡大	2,564	2,235	1,980	1,599
補助金額	13,925	13,050	13,050	12,450
うち園芸農産	13,325	12,500	12,500	11,900
うち販路拡大	600	550	550	550

#### <指摘事項>

##### (1) 補助金交付要綱における問題について

本補助金は特定団体（群馬県園芸協会）への運営費補助金であり、お互いに長年の慣行から要綱・要領（本件については、要領はない。）は事細かな点まで記載されていない。下記に示すごとく、修正したり、新たに明文化しておくべき箇所がある。

- ① 申請書添付様式を指定する。（要綱冊子に添付様式は掲載されているが、要綱が当該様式の採用を明文指定していない。）
- ② 申請書に実施予定の研修会等、事業の内容の具体的な記載を求める。
- ③ 別表で指定する経費「野菜・果樹・花き等の振興に対する経費」と実態「総支出一販路開拓費」の不一致を修正すべきである。
- ④ 特別会計を含むのか否かについても明文化が必要である。

特別会計の経費にも補助金がつく対象案件では、重複補助は望ましくないことから、一般会計のみということになるだろうが、このような点が明確ではない。関連して、別途補助金交付のされる特別会計（全国りんご研究大会）への繰入額が、わずか5万円（「全国大会準備積立金」）ではあるが、本補助金対象経費から除外されていなかった。結果として、補助金交付対象が重複していたことになる。

- ⑤ 上限規定もないし、計画変更時の削減規定もないので、定めておく必要がある。

##### (2) 金額の算定根拠・決定過程について

補助金の金額の算定根拠が、明確ではない。事業主体から、事前に施策に基づく申請があがってくるわけでもなく、毎年、農政部が前年実績を財政課に申請している状況である。H12年度とH14年度に予算が削減されているが、両方とも予算一律削減方針をうけてのものであるとのことである。補助金のあり方・必要額についての抜本的な見直しがおこなわれる必要があるだろう。

##### (3) 補助団体における経理の適正性について

- ① 「フリー苗木に関する会計」「スプレーぎく全国大会会計」は、帳簿上は会計処理されているが、決算書の中では組合員に特別会計として、ディスクローズされていない

ない。後者は、期中に監査は受けている。

- ② 収支決算書作成のための帳簿が複式簿記により元帳記帳されているが、収支決算書の繰越金には、未収・未払等の勘定精算後のあるべき現預金残高が記載されている。この金額は、元帳上の残高に合わせる事が難しい。また、過年度より、(少なくとも H10 年以前から、) 決算日現在の実際預金残高から調整計算した結果のあるべき残高と 752 千円の不一致が生じていた。この不一致については、H15. 3 期に雑収処理で修正予定である。

仮受金収入が収支決算書作成段階では、簿外処理となっている。現預金以外の仮払金等資金に動きのある科目は同様である。したがって、収支決算書は、すべての収入・支出を表示しておらず、協会の収支取引の規模が小さく見えている。

- ③ 当協会のあるべき決算書体系としては、現在の複式簿記方式元帳を前提としても公益法人会計基準をベースにした「収支計算書」を作成する方向で改善してゆくことが望まれる。

## 17 ヤマメ・イワナ生産消費拡大推進事業費補助 (蚕糸園芸課)

<制度の概要>

事業主体	群馬県養鱒漁業協同組合						
事業目的	ニジマスに比べ養殖技術が難しいヤマメ・イワナの安定的な養殖技術の拡大と需要の多角化を図るため						
事業内容	ヤマメ・イワナの養殖技術研究、健全な種卵、種苗、親魚確保のための調査。試食即売会等消費拡大事業の実施						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
		実績	実績	実績	実績	実績	予算
	事業費計	1,801	1,801	1,631	1,641	1,625	1,620
	補助金額	600	600	540	540	540	540

<指摘事項>

### (1) 事業費の実績報告について

ニジマスに比べ養殖技術が難しいヤマメ・イワナの安定的な養殖技術の拡大と需要の多角化を図るために、ヤマメ・イワナの養殖技術研究、健全な種卵、種苗、親魚確保のための調査、試食即売会等消費拡大事業の実施している。

実績報告書によれば、養殖技術研修会費として 581 千円、消費拡大事業費として、1043 千円が計上されており、事業内容は、次のようになっている。

<養殖技術研修事業実績>

(日時)	(場所)	(研修内容)	(参加者数)
13. 5. 04	東京都	魚病技術者研修	30名
5. 26	東京都	ワクチンの最新事情について	25名
7. 4～5	島根県	予防を中心とした魚病対策	150名
10. 25	東京都	流通、加工担当者研修会	
		内水面養殖業活性化推進対策	30名
11. 13 ～14	鹿児島	日本の水と緑を守る日本の養鱒業	150名
14. 3. 6～7	茨城	優良経営管理業者視察研修	19名

しかし、これらの個々の事業内容についての詳細な報告がなされていない。従来より、実績報告は上記のような形式で行われてきているが、改善の余地はあると思われる。

すなわち、補助金を出す側としては、より詳細で具体的な報告、特に金額面を求めべきであるし、また、逆に補助金をもらう側としても金銭の支払いを証明する証憑書類を添付して、事業実績を報告する説明責任があると考えられる。



## 第4 意見

### 《意見：全般的事項》

#### 1 実績評価について

##### (1) 補助事業の事後（実績報告書提出後）の実績評価について

補助金は、公益上必要と認められる事業の奨励あるいは促進を図るため、特定の政策的目的をもって交付するものであり、農政部においても重要施策の1つになっている。しかし、県の財政状況も厳しく、補助金を見直すことは重要になっている。

補助金は、まず計画段階で評価され、次に実績報告書の提出を受けてから事務執行状況及び事業効果について評価されることになる。後者の評価については、制度として実質的に実施しているケースは、平成13年度においては流通園芸課（現在は蚕糸園芸課）の団体補助があげられるが、それ以外は実績報告書の検討を実施している程度の場合が多い。流通園芸課については、事業評価を実施しているところは評価できるが、やや形式にながれている面があるので、もう一工夫することを期待したい。

補助金の見直しが効果的具体的に実行されるには、補助金の効果測定を客観的に評価しうるシステムが必要であり、県ではすでに行政評価システムを構築すべく検討が進められている。

補助事業の実績評価の実施に当たっては、下記事項の検討が重要と考えられる。

- ① 計画の段階で、先例や慣行にとらわれず、効果的な事業を優先的に選択し、支出目的、期待される効果について、経済性・効率性・有効性の観点から評価目標を決めて、その評価基準を明確にしておく。

可能な限り事業目標、事業成果を数値で測定し、定量的に測定・分析していくことを検討する。

- ② 事後評価は、事業効果の評価結果をもとに既存事業の見直しを行うとともに、次の事業に生かしていくものである。評価事務を行うにあたっては、当初の評価基準を基に、その効果を把握・測定し、文書に残すことが重要である。

補助金支出決定時の際に設定した目標値と実績報告等における差異分析を行うことが必要であろう。

- ③ 評価結果を次年度以降の計画予算に反映させる。

##### (2) 補助事業の実績確認の適正性について

実績報告書及びその添付資料に基づく実績確認は実施されている。しかし、工事や設備購入等に関する現地調査は、事業が多いためもあり、事業主体である市町村に依存していて書類審査ですます場合が見受けられる。牽制の意味からも、補助事業先に出向き、県自ら現地調査等を行うことも必要であろう。

実績確認はその実績を記録に残すべきであり、その運用マニュアル等を下記の要素を取り入れて改善整備することが必要であると思われる。

- ① 補助金の性格に応じた審査基準等の整備。
- ② 補助事業が経済的、効率的に遂行されたかの観点からの審査。
- ③ 審査の過程を文書として整備すること。

《意見：団体補助・複数の制度に関連する事項》

## 2 団体補助（県単補助）のうち複数の制度に関連する事項について

### （1）経過年数10年以上の団体補助について

農政部における団体補助は、事業運営に対する補助ということもあり、次表の通り10年以上継続している補助事業が多い。

＜団体補助：経過年数による区分＞ (単位：件)

区分	合計	10年未満	10年～	20年～	30年以上
県単	36	8	9	10	9

(注) 明細：この項の(7)団体補助の諸資料参照(以下同様)

県単補助(以下県単という。)に関し、補助期間についてみると、要綱等では補助金交付の期限の定めはないが、期限が具体的に決まっている団体補助は5件であり、30年以上継続しているものもある。

長期継続の理由としては、国と県が共に支援する事業で現在も活動中のもの、県内唯一の組織であり継続せざるを得ないもの、あるいは定期的に見直すルールを確立しているものなどがあげられている。

補助事業の役割は、時代とともに変化するのはむしろ自然である。従って、10年以上継続している補助金については、既得権化、マンネリ化に陥らないためにも、既存の制度を前提にすることなく、公益性及び公平性の観点から必要性を徹底的に見直すことが必要ではないかと思われる。

### （2）構成員が営利法人中心の団体に対する補助について

構成員が営利法人中心の団体に対するこの補助金もかなり有る。具体的には、安全で役に立つ農業資材の選択導入を指導する上に必要不可欠とされるもの、肥料袋の適正処理対策など不採算部門の事業に新たに取組むなど県と一体となって環境対策を推進している法人、卸売市場の情報提供あるいは県事業の手伝い等のため必要とされるものなどがあげられる。

営利法人が主体となっている団体の活動財源は、基本的には自己調達をまず考える

べきであり、事業立ち上げ時には支援すべきケースは多々あると考えられるが、それも無期限ではなく期間を定めて支援することを原則とすべきではないかと思われる。

### (3) 事業主体における総収入に対する補助金の比率（以下収入対補助金比率という。）について

補助事業実施主体の収入対補助金比率をみると次表の通りである。

<補助率による区分>

(単位：件)

	合計	10%未満	10%～	30%～	50%～	80%以上
件数	36	9	8	16	1	2

収入対補助金率 10%以下で構成員が主に営利法人の場合には、補助金の必要性について再検討すべきではないか。営利法人にとって必要な事業であれば、補助金が無くても事業は継続されると考えられる。県単9件のうち、5件は構成員が主に営利法人の団体、3件は営利法人を含む団体であり、いずれも20年以上継続しているものである。

継続の理由としては、制度ごとに異なるが次のような事項が挙げられている。

- ① 予算規模が大きくないため、収支の余裕がない。
- ② 2法人の統合により予算規模が多くなったが、単年度収支はマイナスであることを重視すべきであり、他の補助金の大幅カットもある。
- ③ 特定の事業費に限定して補助、比率37.7%である。
- ④ 比率は低い、関連業界の動向等を県が情報収集するために必要である。
- ⑤ 比率は少ないが業界の事業活動に役立っている。
- ⑥ 国庫補助活用のためで、構成員から自己調達すべきものではない。

補助事業が20年以上継続していれば、公益性や有効性について認められているという解釈もありうるが、上記に示すように業界の情報交換のために効果がある、県の行政に協力しているというような、補助金の当初の目的から変化しているものも見受けられる。団体補助は事業運営のための補助であるから、少額であれば補助金の効果についても、有効性についても疑問が残るところである。

補助金がどう役立っているか、補助がなくなった場合はどうなるかなど関係業界全体を見据えた見直しが必要であると思われる。

### (4) 少額の補助金について

<金額による区分>

(単位：千円)

摘要	合計	～500	～1,000	～5,000	～10,000	10,000超
件数	36	12	7	9	3	5

補助金が100万円以下のものが19件ある。継続理由等については(3)と同様それなりの根拠はある。金額が少ないから有効性に問題があるとはいえないが、公益性や事業規模等に応じた有効性について再検討が必要ではないかと思われる。

#### (5) 人件費補助について

県単の団体補助金で年間補助が高額なものがあるが、これは出資法人に対する人件費補助を含むものである。出資団体の給与体系は、県の規定に準じるものであるため、団体の運営上、給与に関する経営方針には制約があるのが現状である。

しかし、出資団体が提供している公共的サービスも、規制緩和が進んでいる今日では、民間の団体でも提供可能なサービスも多くなり、今後ますます民間との競合が激しくなる傾向にある。従って、民間企業と対等にサービス競争をすることを前提にすれば、給与規定等についても柔軟な考えが必要と考えられる。

#### (6) 対象補助事業の期間の定めについて

平成13年度においては、補助金の補助期間については、ほとんどの要綱・要領等には規定はないが、予算編成時の査定において、期限の条件がつく場合はある。

補助金には、県の諸施策を奨励・促進するという役割もあることから、補助事業主体の自立を促すことは重要であり、経済性の面からは、補助効果のあまり期待できない支出を節減することも必要である。また、一度制度化された補助金は、効果等に疑義が生じてもなかなか止められないという事も考えられる。このため、補助金の内容により、補助制度の発足時において、事業目的の達成を見据えて要綱等に期限を定めて置くことは意義があると思われる。

継続したい場合には、補助期間の最終年度に、公益性や有効性について新規に開始する場合に準ずる評価を実施して、必要と認められた場合に限定するという事を制度化することが有効ではないかと考えられる。

#### (7) 団体補助の諸資料(県単補助のみ)

<平成13年度>

(単位：千円)

所管課	補助金名	金額	開始年度	経過年数	構成員	補助比%	金額決定
農政課	群馬流通情報協会運営費補助	360	S44	33	C	5	査定
	群馬水田農業推進協議会活動費補助	7,200	H8	6	AC	100	査定
農業技術課	普及活動促進対策 a	300	S42	33	D	33	定額
	同上 b	1,500	S54	23	B	9	定額
	小規模零細地域営農確立支援推進事業 a	1,440	S49	28	B	1	査定

	同上	b	864	S49	28	B	2	査定
	担い手育成対策	a	540	S59	18	D	38	定額
	同上	b	230	S59	18	D	13	1/2
	農業研究団体活動費補助金		3,400	S43	34	D	31	1/2
	農業機械化実態調査		250	S52	25	CB	30	定額
	肥料検査需給対策	a	450	S50	27	BA	9	査定
	同上	b	3,150	H2	12	BA	32	定額
	植物防疫関係団体補助	a	540	S54	23	B	40	定額
	同上	b	270	S53	24	B	16	定額
	同上	c	280	H11	3	B	34	1/2
	渡良瀬川鉍毒対策補助		300	S43	34	A	29	定額
	群馬県地力増進対策協議会補助		1,800	S61	16	AC	20	1/2
蚕糸園芸課	養蚕地域育成推進	a	58,486	H6	8	AC	50	査定
	同上	b	1,000	S51	26	C	44	査定
	(財)群馬県蚕糸振興協会運営推進費補助金		55,809	H10	4	A	37	査定
	園芸農産物振興対策事業	a	12,500	S43	34	D	49	査定
	同上	b	270	S53	24	B	10	査定
	(財)群馬県フラワー協会補助		189,568	H3	11	AC	38	査定
	花と緑の学習館運営		17,879	H12	2	AC	38	査定
	ブルーベリー新品種産地育成推進		250	H12	2	C	37	査定
	食品産業振興	a	720	S60	17	B	5	査定
	同上	b	90	S47	30	B	0.1	査定
	群馬県輸出活動高度化促進事業費補助		8,500	H4	10	D	92	査定
	卸売市場振興対策	a	3,000	S45	32	BC	22	査定
	同上	b	4,300	S52	25	B	48	1/2
	水産関係団体補助(河川環境保全)		180	H10	4	D	30	定額
	同上(ヤマメ・イワナ生産消費拡大推進事業費補助)		540	H1	13	C	11	1/3
同上(他)		540	H2	12	C	21	1/2	
畜産課	畜産振興事業		2,400	S31	46	C	1	査定
	家畜登録促進事業		2,200	S39	38	D	4	査定
	群馬県馬事公苑運営推進		76,175	H12	2	A	75	査定
	合計		457,281					

(注) 構成員の区分：A 地方公共団体が中心，B は営利法人が中心，C は農協及び諸組合が中心，D はその他

## 《個別意見：事業補助》

### 3 ぐんまの活力ある農村創造（農政課）

#### ＜制度の概要＞

前記監査結果に記載の通りである。（P 10 参照）

#### ＜意見＞

#### （1）補助金の実施要領と実績報告書の事業内容の差異について

実施要領の事業内容と実績報告書の事業内容では差がある。実施要領ではむらづくり指導員とむらづくりコンサルタントの設置をすることとなっており、むらづくり相談活動はむらづくりの考え方や進め方等につき助言・相談活動をすること、それに対してむらづくりコンサルタント活動は土地利用調整や地域の話し合い推進等について、具体的な考え方や手法等の相談活動を行なうこととなっているが、実績報告書の活動状況は両者とも活動に区別が無いものと思われる。また相談員 2 名がいっしょに行動していることが多いし、相談員 2 名もこれらの区分については認識していない。

制度ができたばかりであり、現在のところ地域の現状分析など 2 人で行動することが効果的な場合が多いとのことであるが、それぞれの分野を明確に認識した上で行動することが必要と考えられる。

#### （2）活動の二重性について

指導員、コンサルタント員 2 名とも前職は農業改良普及員であり、前職も同様な活動をしていたとのことである。現在も農業改良普及センターは同様な活動をしているとのことである。

むらづくり指導員・コンサルタント事業は、むらの活性化のために農業者、地域住民はもとより、訪れる人や施設等を含めた総合的な地域創造活動について相談・助言・指導を行い、改良普及員は個々の農業者及び関連業者を主体に普及センター内で経営指導・育成等を行うとされる。しかし、生活改善や地域重点課題など実態からみれば事業目的に重複する部分があるのではないかと見受けられる。群馬県農業会議の活動が農業改良普及センターの活動と二重になっているのであれば補助金の意義は薄れることになる。制度が始まったばかりでやむを得ない部分もあるが、二重性の可能性があるとすれば、統合化等を踏まえて検討する必要があるのではないかとと思われる。

#### 4 中山間地域等直接支払交付金（農政課）

##### <制度の概要>

事業主体	市町村			
事業目的	<p>中山間地域等は、河川の上流地域に位置し、傾斜地が多い等の立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。</p> <p>しかしながら、中山間地域等は高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。</p> <p>このため、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し多面的機能を確保する観点から、直接支払いを実施する。</p>			
事業内容	<p>特定の補助対象地域（県内 37 市町村）内のうち、その農用地区域内に存する 1 ヘクタール以上のまとまりのある農用地について、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して行われる農業生産活動等を、農業者等（第 3 セクター、生産組織等を含む）が行った場合に、一定の方法で算定された金額を、交付金として農業者等に交付する。</p> <p>実施期間は、平成 12 年度～平成 16 年年度である。</p>			
平成年度（単位：千円）	11 年度実績	12 年度実績	13 年度実績	14 年度予算
事業費合計		142,771	190,145	227,749
補助金額		106,148	140,489	168,128

##### <意見>

##### （1）集落協定書の規定について

協定書の内容レベルは、集落参加者間の内部自治についての規定が社団を形成できるレベルで設定されていない。これは、日本の農業・農村の歴史の中で築き上げられてきた集落営農の考え方をモデルとして、集落の共同活動によるスケールメリットを狙いとしたものであるためとのことである。しかし、集落の自主性を尊重するにも一定の制約はあるわけで、交付金は自由裁量的要素が強いところから、内部でのトラブル防止のためにも、基本的には国の問題と考えられるが、県としても以下の点まで事前に検討しておく必要があると思われる。

- ① 協定内部での収支決算の報告・監査・承認・議事録作成等に関する事項  
流用防止のための内部牽制としても必要である。
- ② 協定内容変更時の内部同意手続き（普通決議、全員一致等）に関する事項  
現在まで（平成 13 年度申請までの 1 期間について）は、変更協定書に全員の同意書（別紙様式 3）が添付されているが、協定の期間が 5 年になっていること

を考えると、変更についての取り扱いを協定上明確にする必要があると思われる。

(注) 平成13年6月13日付け関東農政局農村振興課事務連絡「中山間地域等直接支払制度 Q&A(未定稿)の送付」問6で変更の取り扱いが記載されているが、この解釈により沼田市では、同意を証する印の全員からの取付けは省略することのことだが、内部規約あるいは協定で定めない以上は、従来どおり全員の同意取付けとしておくべきであると思われる。

## (2) 交付金の使用状況について

検証対象になったある集落協定の支払証憑の中に領収書100万円というのがあった。この領収書は、往査時の状況では但書き記入もなされていない使途不明的(後日、調査結果諸団体に対する寄付金とのことであった。)な支出であり、交付金の使途が広汎にみとめられているので、その使途については集落協定参加者の自由であるとはいえず、そのまま黙認すべきではないと考えられる。特に、この金額は本協定への年間交付額の17%に相当するものであり、実際上の事務執行や監督は市町村であるとしても、県レベルでも改めて調査しなくても主な事項の顛末がわかるような制度を検討しておくべきであると思料される。

## 5 「群馬の水田農業」推進事業費補助：加工用米生産出荷奨励（農政課）

### <制度の概要>

事業主体	群馬県農業協同組合中央会			
事業目的	「水田農業経営確立対策」において水田の有効利用のため、加工用米の生産出荷の円滑な推進を図る。			
事業内容	主食用米と加工用米の差額の一部を補填し、加工用米の生産出荷を推進する。			
平成年度(単位：千円)	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	36,480	32,080	29,759	47,250
補助金額	24,434	21,458	19,901	31,500

### <前提>

加工用米生産出荷奨励補助は、「群馬の水田」推進事業費補助制度の一部であり、特に指摘すべき事項は認められなかった。ここでは「群馬の水田」推進事業費補助の全般的な検証の際にでてきた事項について記載する。

「群馬の水田」推進事業費補助の概要：この補助金の範囲は広範で、事業目的は、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図るため、需要に応じた米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大に必要な事業を機動的に実施し、



特色有る「群馬の水田農業」の推進に資するものとする、としている。

補助事業主体は市町村等である。加工用米生産出荷奨励補助を含めた補助金全体の金額は、平成 11 年度 397 百万円、12 年度 401 百万円、13 年度 399 百万円となっている。

### (1) 計画米・計画外米の不公平感について

米の生産調整は国の重要視施策であり、群馬県においても平成 13 年度では水田 31,300h a の 40%が生産調整の対象になっている。この年度の生産調整の水田は微調整後 11,757h a となっているが、転作等の目的達成率は 95.4%となっている。

計画未達成の市町村については、邑楽郡周辺地域の達成率が低くなっている。この地域では大規模稲作農家等が多く、生産調整に協力はしているものの、計画外米（政府米、自主流通米以外のもの）を作っているケースが多いとのことである。全国的には大多数の米農家が生産調整していることにより、価格が安定的に推移しているため、計画外米の価格も維持されている側面があり、米生産の不公平感を生じる原因になっていると見られている。

補助金実施要領によれば、県としては国策の推進指導という責任があり、計画外米の生産について支援することは難しい立場ではあるが、水田の 40%を生産調整の対象にせざるを得ないという状況が永続するとは考えられず、また、「米政策改革大綱」が平成 14 年度 12 月に作成されている。計画外米の農業者について、米作農家が助成を受けずに農業経営を継続していけることは本来望ましいことであり、適地適作、需要に応える米生産も検討されていることを考えれば、稲作農家の経営独立のためには参考になるものがあるのではないかと思われる。

### (2) 水田の生産調整のうち転作における稲発酵粗飼料等について

水田に裏作として麦を作り、米の転作として稲発酵粗飼料等（以下飼料という。）を作った場合の助成金は、水田 10 アール当たり次表のようになっている。飼料を作らず米をつくった場合には県の助成はない。

国及び県の助成金		(単位:千円)	
	項目	転作・飼料稲	備考
国の助成	水田等高度利用加算	10	最高額
	基本助成	40	同上
	とも補償	20	
	地区全体の達成	3	同上
	助成計	73	
県の助成	転作補償	20	同上
	助成計	93	
農家	作物の経費見込み	40	
	差引所得見込み額	58	

(注) とも補償：米生産農家がつくる無尽に似た制度

飼料を作った場合の農家の所得は最高見積で 10 アール当り 58 千円程度となり、

県内における平均的な米生産農家の所得は平成12年度の平均で10アールあたり27千円程度とされている。現在の助成が続けば農家にとって飼料を作っても損は無い。

転作として飼料を作ることは、酪農家の安全な自給粗飼料確保の面からも望ましいことではあるが、飼料用として加工するのにかなりのコストがかかる。運搬費もかかるという問題を抱えていて、県が畜産農家に対し20千円の補助金を出すことになっている。

生産した稲を飼料用として加工するには、コントラクター（作業請負集団）という専門家の養成が必要となり、必要な機械は1台当り1,000万円程度と高額で、しかも稼働日数は年間20日程度とみられていて、年間の単独事業としては成り立たない。

食糧の自給率の向上や畜産における飼料の国内生産に関し、この転作事業は重要な役割を期待されているが、補助金を有効に活用するためには、人員の養成、加工方法の改良が緊急の課題であり、機械についても価格引下げの努力が期待される。

## 6 園芸用廃プラスチック適正処理特別対策事業（蚕糸園芸課）

<監査対象の概要>

事業主体	群馬県経済連			
事業目的	施設園芸の普及に伴い施設園芸に用いられた被覆資材（プラスチック）の処理が問題となっていることから、再生処理による適正処理の推進を図る。			
事業内容	① 廃塩化ビニールの再生処理費補助（補助率1/3以内） ② 経済連樹脂加工センターの施設整備費補助（1/2以内）			
平成年度（単位：千円）	11年度実績	12年度実績	13年度実績	14年度予算
事業費合計	74,996	67,805	83,196	93,100
補助金額	29,499	25,685	29,066	34,050

<意見>

### （1）経済性（事業収支）に関する問題について

群馬県本部樹脂加工センターから生産される再生品の需要が低く、また、処理量の減少、販売単価の著しい下落により、販売高が下降している。加工再生品の供給販売高について、T社に頼る比率が90%と極めて高く、再生品という特殊性もあり、販売単価の交渉も難しい状況にある。

樹脂加工センターの収支状況

平成年度	処理量 トン	販売額 千円	処理原価 千円	差額 千円	補助負担金 千円	収支差額 千円	販売単価 円/kg	原価単価 円/kg
12	1,096	54,950	129,881	-74,931	43,826	-31,105	50.1	109.3
13	1,002	42,761	113,725	-70,964	70,184	-780	42.6	102.4
増減	-94	-12,189	-16,156	3,967	26,358	30,325	-7.5	-6.9

再生処理経費の費用負担は、排出量に応じて負担金を徴収する「排出量徴収方式」となっており、1 kgあたりの処理単価は平成13年度より45円から75円に引き上げられている。その負担割合は、県5/15、農家4/15、関係団体等6/15（内訳JAグループ40%、販売店に20%、市町村40%）である。

平成13年度は、この単価値上げによる増加収入30,078千円で赤字をほぼ埋めた状況である。しかし、販売単価の低下傾向が続けば、設備の老朽化等により原価の節減には限度があるため、負担金等の単価値上げの問題が出てくるのは遠くはない。公益性は認められるものの、不足分を何処まで負担できるか長期的にみると有効性については疑問が残る。

資源のリサイクルに関する再生処理設備については、技術革新により新システムが開発されていると考えられるので、長期ビジョンにたって、新たな展開を検討する必要もあると考えられる。

## 7 小規模土地改良事業（土地改良課）

### <制度の概要>

前記監査結果の通りである。（P24参照）

### <意見>

#### (1) 予算と実績の記載方法について

##### ア 補助事業主体における補助事業の管理状況について

事業主体における補助事業の事業内容の記載状況について、富岡市の平成13年度小規模土地改良事業の実績を例示すれば次表の通りである。

（収支精算書より）

地区名	区分		予算額	精算額	増減	
別保	収入	県補助金(40%)	6,400	6,400	0	
		市町村費	9,600	9,600	0	
		計	16,000	16,000	0	
	支出	純工事費	13,251	14,910	1,659	注1
		測量試験費	1,500	892	-608	注3
		用地買収補償費	700	188	-512	注2
		工事雑費	549	10	-539	
計	16,000	16,000	0			
垣崎	収入	県補助金(40%)	7,800	7,800	0	
		市町村費	11,700	11,700	0	
		計	19,500	19,500	0	
	支出	純工事費	16,905	17,451	546	
		用地買収補償費	1,930	2,029	99	
		工事雑費	665	20	-645	
		計	19,500	19,500	0	

注1：現地農家の要望により、排水枡を増設したため工事費が増加。変更手続きは正規に行なわれている。

注2：当初見こんでいた地主の承諾が得られず、用地買収が計画どおりできなかった。

注3：上記の理由で土地測量委託契約が減額した。

実績報告において予算と実績が同額になっており内訳で増減合わせをしている点が、問題である。特に工事雑費で調整している。工事雑費については、全体の3.5%までは概算計上が認められており、その金額を減額して増減ゼロにしている。…農林水産省構造改善局長通達（平成12年4月1日付構改D第181号）。

要するに、工事雑費の実績が把握されておらず、予算調整のための調整項目になっており、その結果すべての補助金について増減ゼロになっている。

#### イ 実績報告書における予算と実績の記載について

上記アに見るごとく、実績報告書の予算と実績が同額であり、この方法では補助事業の実態が把握できない。補助事業の事業費予算は、その予定された事業を行うためにその時点で必要と考えられた予定額であり、実績がその予算と一致しなくても必ずしも問題にはならない。重要なことは、実際にかかった事業費を正しく測定し報告すること、すなわち実態を開示することであり、予定と実際の差異を明らかにしその原因を究明しフィードバックすることにある。

昨今の自治体観は民間の事業体と同様にひとつの経済主体であるという考え方が有力であり、自治体の行動基準として公益性のみならず経済性、効率性が求められる。予算執行に際しても、節約できるところは節約し、ムダを排除した効率的な運営が期待されているといえる。

補助事業に関しては、県としては、事業主体に対し、実績報告書によりその補助事業の実態を開示するよう指導すべきであると思われる。すなわち、実績報告書の予算に対する実績は、あくまでも事業実態としての実績を記載することとし、予算実績差異分析を行い、その差異要因を具体的に把握し、次の事業に反映させていくべきであると考えられる。

《個別意見：団体補助》

8 群馬県水田農業推進協議会活動費補助（農政課）

＜制度の概要＞

事業主体	群馬県水田農業推進協議会						
事業目的	米の潜在的な需給ギャップを踏まえ、多様な需要に対応し得る生産性の高い水田営農の確立に資するため、群馬県水田農業推進協議会を設置する。 (協議事項): 本県の水田事業の確立を図るため、農産物の需要の動向及び地域の特性に即した農業生産の転換導入に関する重要な事項について、協議検討する。						
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要に応じた米の計画的生産の推進</li> <li>・水田における転作の本格的生産の推進</li> </ul>						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度 実績	10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績	14年度 予算
	事業費計	8,000	8,000	7,200	7,200	7,200	7,200
	補助金額	8,000	8,000	7,200	7,200	7,200	7,200

＜意見＞

(1) 米生産調整における達成率の調整について

県の米の生産調整の目標は、水田については米 60%、転作 40%の作付け面積にすることであるが、H13年度の達成率は95.4%であった。

生産調整を推進する場合、なるべく農家の不利益にならないよう、メリットある形で行うことが大事なことで、生産調整はかなり活発に行われている。一度未達成になった市町村は、同じ未達成なら何パーセントでも同じという感覚に陥り、更なる達成率の減少につながるだけでなく、周辺市町村への悪影響も懸念される。

このため、県としては行政上、関係市町村と協議して、結果的に生産調整が100%以上達成している市町村と未達成の市町村とについては、達成率の調整をしている。この調整の結果、100%達成になった市町村は、国の諸政策の恩恵が生まれるとのことである。

これは市町村の枠から一地域へと考え方を拡大したものであり、一義的には意味あることであるが、根本的に問題なのは水田の40%を生産調整の対象にしなければならないということである。市町村においても、同様な組織により達成率調整をされていて費用もかかっているということであり、いつまで有効に機能するか疑問の残るところである。

## 9 農業研究団体活動費補助金（農業技術課）

### <制度の概要>

事業主体	群馬県農業研究団体連絡協議会						
事業目的	農業者の自主的な研究活動組織である県農業研究団体連絡協議会の活動を推進し、農業経営の改善並びに農家生活の向上に寄与する。						
事業内容	農業研究団体連絡協議会の活動に対して補助金を交付する。						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度 実績	10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績	14年度 予算
	事業費計	15,135	14,421	13,954	11,365	9,752	12,632
	補助金額	4,000	4,000	3,600	3,600	3,400	3,200

### <意見>

#### (1) 組織のあり方について

プロパーでは事務局を持っておらず、県職員が事務を担当している。これについては、要綱に「事務局は群馬県農業技術課内におく。」と規定されており、協議会の「事務処理規定」には「... 経営体育成係長を事務局次長とする...」という規定がある。

県農業振興を図る上では、組織を通じた技術の普及、情報の伝達は不可欠であり、普及事業を効率的に推進する点からも組織育成は重要である。運営面では2万人の会員があり、事業量も多く、多岐にわたるためその事務を農業者が行うのは難しい面があり、組織を育成すべき県で事務局を担当しているのが実情であるとしている。

今後の方向としては、組織再編等の関係で、補助団体のあり方も含めて考慮中のことである。JA等の系統を経ずに直接農家から意見を聞ける場として重要とのことであるが、県職員が事務局をやらなければならない組織をいつまでも維持していく必要があるのかどうか疑問である。

#### (2) 資金支出の管理について

補助金は、本部使用分と各地区割り当て分とがある。各地区割り当て分については、各地区での出納に任されており、県庁での定期的なチェック等を行われていない。支出科目名がたった3科目の各地区の収支決算書が送られてきて、それを全体の決算書作成のために利用しているだけであり、いわゆる仮払い精算がきちんと実施されているとは言いがたく、地域機関県職員支出についての内部牽制が効いていない。せめて、報告科目を全体決算書並みに増やし、支払証憑等とのチェックを実施すべきである。

## 10 (財)群馬県蚕糸振興協会運営推進費補助金 (蚕糸園芸課)

### <制度の概要>

事業主体	(財)群馬県蚕糸振興協会						
事業目的	日本絹の里において、県民が養蚕、製糸業の展示や絹の染織等のふれあいを通して、蚕糸業や絹に関する理解を深めてもらい、教養・文化を豊かにしてもらおう。また、群馬県の伝統産業である蚕糸・絹業の維持・発展のため、蚕糸業者、絹業者及び消費者の交流拠点として蚕糸業振興に寄与することを目的とする。						
事業内容	1.日本絹の里管理 2.広報活動 3.企画展示事業						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
		実績	実績	実績	実績	実績	予算
	事業費計		37,849	44,324	48,589	56,375	99,688
	補助金額		37,849	44,324	47,801	55,809	99,428

### <意見>

#### (1) 養蚕業について

現在では県内に蚕種製造業者は一社もなく、製糸業者は二社だけとなり、県内繭では足りず、県外及び輸入繭で操業している状況である。又、歴史的推移から今後の養蚕業は、産業としての発展性には疑問があり、経済性の観点からは、絹の里を現在の維持費をかけて継続することの是非につき検討を要する。

#### (2) 補助期間について

補助金の交付期間は特定されていない。「日本絹の里」維持のためには補助金は終了できない。補助金打ち切りは即「日本絹の里」閉鎖なので、いずれ県の直轄にしなければならないかもしれない。

#### (3) 人件費負担について

平成14年4月公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の施行により、県職員の人件費(派遣8名)が従来県の負担であったが、14年度からは財団法人の負担となるため、補助金が急増(人件費分含む)している。なお、補助金の人件費部分については、消費税の課税関係につき慎重な対応が必要であろう。

## 1 1 (財)群馬県フラワー協会補助(蚕糸園芸課)

### <制度の概要>

事業主体	(財)群馬県フラワー協会						
事業目的	フラワー協会が一般管理業務のほか広報宣伝事業、展示飾花事業を行い、適切かつ良好な事業運営を行うため。						
事業内容	運営費補助。						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度 実績	10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績	14年度 予算
	事業費計	233,290	194,663	192,200	193,830	190,756	311,205
	補助金額	231,545	191,349	188,630	190,521	189,569	309,000

### <意見>

#### (1) 人件費補助について

職員の派遣法改正の影響により、平成14年度から派遣職員の人件費は当法人が支払うことになりその分補助金が増えることになる。

施設の利用料収入が、従来の県の収入から当法人の収入に替わっている。利用料収入を法人の収入にする以上、今後、独立採算を念頭において、人件費の水準や受託事業の考え方に配慮しつつ経営していくことが重要になろう。また、そのためには経営管理の権限と責任についても検討の余地がある。補助金については固定的な考えをやめて、経営努力をした結果、なおかつ生じた不足部分を補助金で補うというのがあるべき姿ではないかと考えられる。

## 1 2 群馬県輸出活動高度化促進事業費補助(蚕糸園芸課)

### <制度の概要>

事業主体	群馬県農畜産物等輸出推進機構						
事業目的	海外の国際食品見本市への出展を通して輸出販路の拡大・定着及び諸外国の需要動向等輸出関連情報を収集することにより、地域農産物・加工食品等の輸出を促進し、本県農業及び食品産業の活性化を図る。						
事業内容	群馬県農畜産物等輸出推進機構が海外販路の開拓、海外需要動向調査等のため実施する国際食品見本市出展事業に対し助成を行う。						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度 実績	10年度 実績	11年度 実績	12年度 実績	13年度 実績	14年度 予算
	事業費計	13,007	10,002	10,001	9,880	9,150	9,100
	補助金額	13,000	10,000	10,000	9,400	8,500	8,500



<意見>

(1) 制度の有効性について

この事業は国庫補助事業を活用しているもので、本県農業と食品産業の一層の進行を図るため国際競争にも勝ちうる農産物・農産加工品等の開発・生産を推進するという観点から、広く海外に新たな市場を開拓し、需要の拡大を図ろうというものである。実際上は、県の事業として実施しているもので、決まった会費等はない。参加業者には、それなりのメリットも見込まれるため、応分の負担を徴収しているとされている。

参加業者については、同一業者ばかりにならないように注意しているが、国際見本市には同一業者が何年か継続して出ていることがPR・信用の面では必要な場合が多くなる。これまでの実績としては日本酒、醤油が挙げられる。

しかし、参加企業は、最近3年間は4~6社と少なく、自己負担もかかることから、参加企業が限定される傾向がある。参加業者の固定化ということになれば、公益性の観点からも検討せざるを得ないことになろう。

海外の市場開拓は、実績をあげるには費用も時間もかかる事業であり、この見本市への参加は県単位では全国で10県程度なので、一定期間ごとに見直しをし、柔軟に対応すべきであろう。

1.3 畜産振興事業 (畜産課)

<制度の概要>

事業主体	(社)群馬県畜産協会						
事業目的	畜産経営に関する調査及び研修会を開催するとともに畜産経営技術の改善・指導体制の整備・強化を図ることにより、畜産経営の安定的な発展と畜産振興に寄与する。						
事業内容	(社)群馬県畜産協会が行う畜産経営技術の改善・指導、畜産経営指導体制の整備・強化、畜産経営の安定、畜産の振興事業に対する事業費を補助する。						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
		実績	実績	実績	実績	実績	予算
	事業費計			43,216	54,112	62,469	74,420
	補助金額			2,600	2,400	2,400	4,790

<意見>

(1) 補助金比率について

一般会計については、総収入対補助金比率1% (総収入 155,830 千円) であるが、

畜産協会の事業範囲は広く、この補助金対象の畜産振興事業としては重要な資金になっているとのことであるが、補助の範囲について検討の余地があるのではないかと考えられる。

## (2) 統合について

県の行政改革推進の一環として、公社、事業団の見直しが行われている。この(社)群馬県畜産協会も例外ではなく、「公社・事業団の指導に関する総合調整指針」に基づき、平成12年度に(社)群馬県家畜畜産物衛生指導協会を、平成13年度には、(社)群馬県畜産ヘルパー協会を統合している。また、平成14年度においては、(社)群馬県畜産物価格安定基金協会を統合することを検討している。

統合するメリットは、第一に組織のスリム化により経費の節減を図ることにある。しかしながら、労務、経理の一元化による共通経費の削減にはコンピュータシステムの見直しが不可避であるが、この点については、平成14年度において、すでに完了しているとのことであった。

## 1.4 家畜登録促進事業(畜産課)

### <制度の概要>

事業主体	群馬県家畜登録協会						
事業目的	群馬県家畜登録協会の運営費の一部を補助し、同協会が行っている登録業務の推進を図る。						
事業内容	家畜改良増殖法に基づいた家畜改良を推進するためには、家畜の登録業務を行うことは極めて重要である。この業務を行い県行政の補完的な役割を担っている群馬県畜産登録協会の運営費の一部を補助する。						
補助金の推移 (単位：千円)	年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
		実績	実績	実績	実績	実績	予算
	事業費計	5,932	5,624	6,177	5,555	5,836	8,077
	補助金額	2,400	2,400	2,400	2,200	2,200	2,100

### <意見>

#### (1) 統合について

県は出資25%以上の社団法人の統合を進めており、畜産関係団体では3法人が(社)群馬県畜産協会に統合されている。次年度さらにもう1社が統合される予定である。任意団体については、各団体に対する意向調査等を踏まえ、それぞれの団体に応じた方法により業務の統合を検討する必要があるとしている。

家畜改良を推進するためには、家畜の登録業務を行うことは重要であり、現在、登録協会の存在意義を否定するものではない。しかし、家畜の全国に共通の通し番号制もすでに検討されているということである。家畜登録協会は任意団体であるので、意向調査や関係団体と協議の上ではあるが、畜産に関しての事業を（社）群馬県畜産協会に統合し、窓口を一本化し、情報を共有化したほうが、農家に対する教育、指導等の支援事業がやりやすくなると思われる。